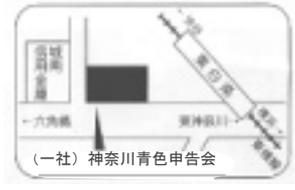


発行所
 一般社団法人神奈川青色申告会
 横浜市神奈川区西神奈川
 2-9-11 43北 2F
 TEL 045-433-5221
 FAX 045-433-8403
 URL : <https://kanagawa-aoi.ro.com>



令和3年6月中旬に 一般社団法人神奈川青色申告会事務局が**移転**します。

この度一般社団法人神奈川青色申告会事務局は、昭和61年から長年ご愛顧いただいてまいりましたリキヨビルから、JR東神奈川駅近くのグレース竹和式番館3階に移転いたします。急なご案内となり皆様には大変ご不便をお掛けいたしますが、新事務局では会員の皆様にご利用しやすい環境を整えお待ちしておりますので、今後ともご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。移転開所日の詳細は次回会報でお知らせいたします。

グレース竹和式番館外観



東白楽駅から徒歩8分



東神奈川駅西口から徒歩3分

移転後の所在地

〒221-0822

横浜市神奈川区西神奈川1-9-3

グレース竹和式番館3階

電話 (045)433-5221

FAX (045)433-8403

※当ビルには居住者以外の方の駐車・駐輪場はございません。

アクセス

●鉄道

・JR京浜東北線・横浜線

東神奈川駅西口 徒歩 3分

・京浜急行線

京急東神奈川駅 徒歩 5分

・東急東横線

東白楽駅 徒歩 8分

●横浜市営バス

・東神奈川駅前東口バス停 下車徒歩5分
 <48> 横浜駅前行

・東神奈川駅西口バス停 下車徒歩3分

1番のりば<31> 大口駅行

2番のりば<59> 綱島駅、大豆戸交差点行

3番のりば<7> 川崎駅西口行

<29> 鶴見駅前(東口)行

5番のりば<36> 菅田町、緑車庫行

<82>八反橋行<82>・<88> 神大寺入口行

6番のりば<38> 鶴見駅西口行

<39> 緑車庫、中山駅行<88> 市民病院行

8番のりば <7>・<29> 横浜駅前(東口)行

<31>・<36>・<38>・<39>・<59>・<82>

<326(急行)> 横浜駅西口行



令和2年分

確定申告無事

終了いたしました。

令和2年分の所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税の確定申告が無事終了いたしました。本年も新型コロナウイルス感染症拡大に伴い申告期限が4月15日まで延長されましたが、会員の皆様のご協力により当初通りの期日までにほとんどの方々がご来所されました。改めてご協力に感謝申し上げます。

また、青色コーナーや税務署職員による確定申告出張会場受付等ご担当された役員の皆様、本会指導会場での個別相談及び代理送信に派遣いただきました東京地方税理士会神奈川県支部の先生方におかれましてもご協力を賜り誠にありがとうございます。

なお、令和2年分確定申告3月末現在の状況は左記の通りです。

3月末現在 確定申告経過報告

指導会場来所者数	3,261	名
所得税申告書提出件数	2,388	件
うちe-Tax送信件数	1,741	件
青色申告特別控除65・55万円適用件数 (貸借対照表作成者)	1,102	件
消費税申告書提出件数	231	件
うちe-Tax送信件数	197	件
青色申請提出件数	35	件
入会者数	53	名

確定申告終了のごあいさつ



神奈川税務署長

下川 賢一

陽春の候、一般社団法人神奈川青色申告会の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

令和2年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による「緊急事態宣言」が発せられ、これに伴い、申告・納付期限が4月15日まで延長されましたが、申告会場における感染防止を徹底するとともに滞りなく終了することができました。これも皆様方の多大なるご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

貴会には、税務職員による出張相談の受付業務、申告会場内に設置した「青色コーナー」への従事、e-Taxの利用促進、申告書へのマイナンバーの記載など多岐にわたりご支援いただきました。

特に「青色コーナー」では、事業者の方を中心として、積極的な青色申告の勧奨、懇切・丁寧な記帳方法の説明など、適正申告に向けた取組を行っていただき、役員及び事務局の皆様のご協力とご尽力に対しまして、重ねて厚く御礼申し上げます。

なお、消費税のインボイス制度が令和5年10月から導入される予定となっておりますが、本年10月からインボイス発行事業者の登録申請の受付が開始されます。当制度の円滑な導入に向けまして、引き続き周知及び広報を行ってまいりますので、皆様方の一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、一般社団法人神奈川青色申告会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

申告所得税及び個人事業者の消費税の納付を

振替納税でご利用の方へ

申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用の方で令和3年4月15日（木）までに申告された方の口座からの振替日について、下記の通り延長となりました。

●令和2年分申告所得税及び復興特別所得税

当初の口座からの振替日	延長後の口座からの振替日
令和3年4月19日(月)	令和3年5月31日(月)

●令和2年分消費税及び地方消費税（個人事業者）

当初の口座からの振替日	延長後の口座からの振替日
令和3年4月23日(金)	令和3年5月24日(月)

もう一度ご確認ください

提出された青色申告決算書・確定申告書が間違っていた場合

◆税額を多く申告していたとき → 「更正の請求」

請求内容が正当と認められたときは納めすぎた税金が還付されます。更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

<忘れてしまいがちな例>

経費（消費税、事業税納付金額等）の計上漏れ、予定納税（所得税）中間納付（消費税）の記入漏れ、納税者が負担している扶養親族の国民年金保険料の控除漏れ、医療費控除や扶養（配偶者）、寡婦、障害者等の人的控除漏れ 等

◆税額を少なく申告していたとき → 「修正申告」

修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日までに延滞税と併せて納付してください。

<誤ってしまいがちな例>

売上から差し引かれている源泉税の売上計上漏れ、持続化給付金等の売上（雑収入）計上漏れ、経費の重複計上、専従者給与を支給しているのに扶養（配偶者）控除を受けている、103万円以上の給与収入があった扶養家族を扶養控除してしまった 等

確定申告を忘れていた場合

◆所得税

確定申告をしなければならないのに申告することを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。確定申告期限を過ぎてからの申告を「期限後申告」といいます。期限後申告をしたり、申告をしないために税務署長から決定を受けたりすると、無申告加算税がかかる場合があります。なお、期限後申告によって納める税額は、申告書を提出する日までに延滞税と併せて納付してください。

◆消費税

平成30年の課税売上高が1,000万円を超えた方は、令和2年分の消費税及び地方消費税の申告と納税をしなければなりません。課税事業者（平成30年課税売上高が1,000万円を超えた方）で消費税の確定申告をしていない方は、できるだけ早く申告してください。所得税同様、延滞税と併せて納付してください。

（注）令和2年分の課税売上高が1,000万円を下回る場合でも申告と納税が必要となります。

※更正の請求、修正申告、所得税・消費税の期限後申告について、ご不明な点がございましたら国税庁ホームページをご覧ください。か、当会事務局におたずねください。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増すには、どんなものがあるの？

制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時に事業資金等の貸付けが受けられます。
- 共済金の受給権は遺贈禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の滞り以外では遺贈禁止事項として保護されます。

～24時間・365日お問い合わせ可能になりました～

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問は
こちらをタップ
24時間いつでも
チャットで質問可能です
お気軽にご利用ください

中小機構共済 検索

Be a Great Smart. 中小機構

《第9回定時総会開催について》

6月1日（火）に第9回定時総会を開催いたします。今般新型コロナウイルスウィルス感染拡大防止の観点から会員の皆様の健康と安全を第一に考え、可能な限りご参加をお控えいただき会員の皆様には委任状のご協力をお願い申し上げます。

尚、総会開催にあたっては正会員の過半数以上の出席又は委任状が必要となりますので、重ねてご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

また開催当日の事務局は12時までの業務とさせていただきます。ご迷惑をおかけしますが、よろしく願います。

第9回定時総会開催の案内

日時 令和3年6月1日（火）
 受付 午後2時30分
 開会 午後3時
 会場 新横浜グレイスホテル
 4階「シャールロット」

《懇親会について》

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本年も総会後の懇親会は行わないことといたしました。

税理士・弁護士による

無料税務・法律相談会 (予約制)

6月1日（第1火曜日）予定の無料税務・法律相談会は第9回定時総会開催の為、日程が下記のように変更となりますので、よろしくお願いいたします。

- 日 程
 - ・ 税 務 相 談 5月 11日（火）
6月 2日（水）
 - ・ 法 律 相 談 6月 3日（木）
- 会 場 本 部 事 務 局 3 F
- 相談受付時間 13時～15時
- 予約電話番号 045-433-5221

※相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。事前にお電話いただきますようお願いいたします。

港北出張所開設日

- 日 程
 - 5月 10日（月）・17日（月）・24日（月）
31日（月）
 - 6月 7日（月）・14日（月）・21日（月）
28日（月）
- 相談受付時間 10時～11時・13時～14時
- 電話番号 070-5593-2028
(開設日以外はつながりません)

マイナンバーカードをお持ちの方へ

マイナンバーカードとカードに格納されている電子証明書には有効期限があります。（電子証明書の有効期限は5年）

有効期限が過ぎた場合には、身分証明書として使えなくなるほか、e-Tax等の電子申請やコンビニ交付等に使えなくなりますので、更新手続きを行ってください。

マイナンバーカード・電子証明書の更新手数料は無料です。

※有効期限が過ぎてしまった場合でも、無料で再発行することができます。

有効期限を迎える方には、有効期限の2～3カ月前を目途に有効期限のお知らせ（有効期限通知書）が送付されますのでご確認ください。



3月	2月	1月
29日	6日	4日
24日	1日	4日
1日	26日	20日
15日	13日	20日
9日	6日	15日
4日	1日	15日
5日	26日	15日
10日	13日	15日

税務職員による確定申告出張会場受付応援
 日吉本町西町いきいき会館
 神奈川県役所研究室
 税務署申告会場青色コーナー（理事）
 会長・副会長会議

年末調整指導会
 決算準備指導会
 無料税務相談会
 県連事務局長web会議
 早期提出指導会
 職員研修会
 下田町公会堂特別指導会場開設
 優先予約専用日
 土曜日予約専用日

会 務 (C) (H)

